

資料編

資料編

1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定経過

開催年月日		内容
平成 29 年	6月8日	平成 29 年度第 1 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ①石巻市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画策定に係る調査について ②介護保険制度の改正について (2) 諮問第 1 号 石巻市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の策定について
平成 29 年	7月28日	平成 29 年度第 2 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ①石巻市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画策定に係る調査について ・介護サービス提供事業者調査報告書 ・在宅介護実態調査の集計結果 (2) 審議事項 ①人口推計と介護保険事業の状況について ②日常生活圏域の設定について
平成 29 年	10月25日	平成 29 年度第 3 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ①平成 28 年度決算について (2) 審議事項 ①介護サービス基盤の整備について ②計画骨子について
平成 29 年	11月30日	平成 29 年度第 4 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 審議事項 ①石巻市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画（案）について

2 石巻市介護保険条例（抜粋）

平成17年4月1日

条例第165号

（審議会の設置等）

第14条 介護保険の運営に関する重要な事項を調査し、審議するため、石巻市介護保険運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問を受け、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、介護保険の運営に関する事項

（組織）

第15条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者 7人
- (2) 介護に関する学識又は経験を有する者 3人
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者 7人

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第16条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、前条第2項第2号に該当する委員のうちから委員の互選により定め、副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の運営に関する委任）

第18条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

3 石巻市介護保険運営審議会・地域包括支援センター運営協議会委員名簿

任期：平成 29 年 7 月 5 日～平成 32 年 7 月 4 日

区分	氏名	地区名	役職名
1号委員	あいざわ まさすけ 相澤 政助	石巻地区	石巻市老人クラブ連合会副会長
	すえなが すずむ 末 永 晋	河南地区	河南地区民生委員児童委員
	さくら い よしこ 櫻井 美子	河北地区	河北地区民生委員児童委員協議会会長
	さいじょう えみこ 西條 笑子	桃生地区	桃生町遺族会婦人部長
	はたやま かんりょう 畑山 貴梁	雄勝地区	雄勝地区民生委員児童委員協議会会長
	おおうち こういち 大内 耕一	北上地区	北上地区民生委員児童委員
	みと かずのり 水戸 和則	牡鹿地区	鮎川第3行政区 行政委員
2号委員	はが のぶゆき 芳賀 信幸		石巻専修大学理工学部教授
	いしづか けいいち 石塚 圭一		石巻市医師会理事
	くが えみこ 久我 恵美子		石巻市国際交流協会会長
3号委員	たけなか やすし 竹中 也寸志	石巻地区	特別養護老人ホーム和香園施設長
	えんどう さなえ 遠藤 早苗	河南地区	特別養護老人ホーム花水木施設長
	ひの ひろとし 日野 宏敏	河北地区	(株)とやけの森代表取締役
	あべ としかず 阿部 敏一	桃生地区	せんだんの杜ものう総合施設長
	はら りつこ 原 律子	雄勝地区	特別養護老人ホーム雄心苑施設長
	あべ よしじ 阿部 喜治	北上地区	特別養護老人ホームはしうら施設長
	すずき しずえ 鈴木 静江	牡鹿地区	特別養護老人ホームおしか清心苑施設長

※介護保険条例第15条第2項の規定による委員については下記のとおりです。

- 1号委員：被保険者を代表する者
- 2号委員：学識又は経験を有する者
- 3号委員：介護サービスに従事する者